【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月13日

【四半期会計期間】 第89期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

【会社名】 電気興業株式会社

【英訳名】 DENKI KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松 澤 幹 夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03 - 3216 - 1671 (大代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務執行役員 笠 井 克 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03 - 3216 - 1671 (大代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務執行役員 笠 井 克 昭

【縦覧に供する場所】 電気興業株式会社大阪支店

(吹田市豊津町2番30号)

電気興業株式会社名古屋支店

(名古屋市東区東桜一丁目4番13号)

電気興業株式会社東京支店

(ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第88期 第 3 四半期 連結累計期間		第89期 第 3 四半期 連結累計期間		第88期	
会計期間		自至	平成25年4月1日 平成25年12月31日	平成26年4月1日 平成26年12月31日		平成25年4月1日 平成26年3月31日	
売上高	(百万円)		32,307	30,701		48,504	
経常利益	(百万円)		3,052	1,842		4,467	
四半期(当期)純利益	(百万円)		5,854	1,152		6,216	
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		6,524	1,735		6,628	
純資産額	(百万円)		43,669	44,569		43,553	
総資産額	(百万円)		65,741	64,966		65,661	
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)		90.22	18.10		96.25	
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)		-	-		-	
自己資本比率	(%)		65.7	67.7		65.5	

回次			第88期 第 3 四半期 連結会計期間	第89期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間		自至	平成25年10月 1日 平成25年12月31日	平成26年10月1日 平成26年12月31日
1 株当たり四半期純利益金額	(円)		19.10	13.39

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等の リスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円安に伴い大手製造業の企業収益に改善の動きがみられるなど、緩やかな回復基調が継続しておりますが、一方で、消費税率引き上げや急激な円安による物価上昇の影響を受け、個人消費には弱さもみられます。このため、消費者心理の悪化に加え海外景気の下振れが、わが国景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループの関係しております電気通信関連業界におきましては、移動通信関連分野ではLTEサービスの拡充に伴うアンテナ需要が増加しておりますが、新規の基地局鉄塔数が減少していることから、鉄塔・工事関連需要については低水準での推移となっております。また、固定無線関連分野においては消防救急無線や防災行政無線等の需要が増加しております。一方、放送関連分野においてV-Highマルチメディア放送の基地局需要が減少していることに加え、その他分野においても太陽光発電設備の案件が減少しております。高周波応用機器業界におきましては、主要顧客である日系自動車メーカーの海外生産拡大に伴って、設備投資需要が堅調に推移しております。なお、電気通信関連業界・高周波応用機器業界ともに価格競争が激化していることから、受注を巡る環境は厳しいものとなっております。

このような情勢の中で、当第3四半期連結累計期間における当社グループの受注高は、前年同期比15.5%減の333億1千9百万円となり、売上高につきましては、前年同期比5.0%減の307億1百万円となりました。

利益の面では、営業利益は前年同期比48.9%減の14億4千4百万円、経常利益は前年同期比39.6%減の18億4千2百万円となり、四半期純利益につきましては、前年同期比80.3%減の11億5千2百万円となりました。

なお、前第3四半期連結累計期間におきましては、厚生年金基金制度における代行部分(過去分)に係る返上益を特別利益に計上しております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。 (報告セグメント等の業績については、セグメント間の内部売上高等を含めて記載しております。)

### (電気通信関連事業)

当事業では、移動通信関連分野においては、スマートフォンの普及に伴う通信量の増加に対応するため、移動通 信事業者によるLTEの基地局投資が進められており、LTEサービス拡充に伴い複数の周波数が使用されるようになっ たことから、複数周波数に対応可能な多周波共用アンテナの需要が増加しております。また、平成26年12月には LTE-Advanced向けの新たな周波数が移動通信事業者へ割り当てられたことから、将来のアンテナ需要につながるも のとみております。一方、鉄塔・工事については、LTE化投資が既存基地局を中心に行われていることから、新設 の鉄塔数が減少傾向にあるため、需要は低水準での推移となりました。固定無線関連分野においては、平成28年5 月末までにデジタル化が予定されている消防救急無線需要が発生しているほか、各自治体における防災体制強化と デジタル化の動きに伴って防災行政無線需要も発生しております。このほか、標準電波送信所設備の更新案件も売 上に寄与しております。放送関連分野においては、携帯端末向けV-Highマルチメディア放送の基地局需要が継続し ておりますが、放送エリアの構築が進展したことから、案件数は減少傾向にあります。また、前期に売上が増加し たその他分野については、太陽光発電設備の案件が減少しております。なお、いずれの分野においても価格競争の 激化により、受注環境は厳しさを増しております。このような環境のもと、当事業分野では部門間・グループ間の 連携強化による需要へのスピーディーな対応を図ると共に、製造原価の低減と生産性向上の推進に取り組んでまい りました。その結果、受注高は前年同期比24.7%減の244億6千4百万円となりました。売上高については前年同 期比3.6%減の246億2千5百万円となりました。また、セグメント利益(営業利益)につきましては、前年同期比 33.5%減の21億5千1百万円となりました。

### (高周波関連事業)

当事業では、主要顧客である自動車関連業界において、海外生産の拡大に伴う設備投資の回復傾向が継続しております。このため、当事業の主力であります高周波誘導加熱装置については、海外向けの需要を中心に堅調な受注状況にあります。一方、熱処理受託加工については、消費税率引き上げに伴う国内自動車メーカーの生産調整の影響がやや長引いております。このような環境のもと、当事業分野といたしましては、積極的な提案による新規ユーザーの開拓に加え、フレキシブルな受注対応と価格競争力の向上による利益の確保に取り組んでまいりました。その結果、受注高は前年同期比27.4%増の88億5千4百万円となりました。売上高については前年同期比11.5%減の60億2千3百万円となりました。また、セグメント利益(営業利益)につきましては、前年同期比20.1%減の7億6千1百万円となりました。

### (その他)

その他事業は、土地・事務所等の子会社等への賃貸を行う設備貸付事業並びに売電事業であります。なお、売電事業については、前第3四半期連結会計期間より開始しております。売上高については前年同期比19.0%増の4億1千3百万円となりました。また、セグメント利益(営業利益)につきましては、前年同期比8.6%減の2億1千9百万円となりました。

### (2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ6億9千5百万円減少し649億6千6百万円 となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ18億5千7百万円減少し487億5千5百万円となりました。その主な要因は、たな卸資産が47億1千6百万円増加したものの、仕入の支払等により現金及び預金が29億2千万円、受取手形を含む売掛債権が38億5千4百万円それぞれ減少したこと等が挙げられます。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ11億6千1百万円増加し162億1千1百万円となりました。その主な要因は、繰延税金資産が4億8千8百万円減少したものの、投資有価証券が9億3千9百万円、長期預金が7億5千万円それぞれ増加したこと等が挙げられます。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ1億4百万円増加し153億2千3百万円となりました。その主な要因は、 未払法人税等が5億3千7百万円減少したものの、長期前受金からの振替等による前受金の増加に加え、短期借入 金が5億9千2百万円、支払手形を含む仕入債務が1億5千7百万円それぞれ増加したこと等が挙げられます。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ18億1千5百万円減少し50億7千3百万円となりました。その主な要因は、長期前受金が前受金への振替等により11億4千3百万円、退職給付に係る負債が4億4千8百万円それぞれ減少したこと等が挙げられます。

純資産は、前連結会計年度末に比べ10億1千5百万円増加し445億6千9百万円となりました。その主な要因は、その他有価証券評価差額金が4億4千万円、利益剰余金が4億1千9百万円それぞれ増加したこと等が挙げられます。

### (3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新た に生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

### 1. 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉及びかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、平成21年5月15日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を一部変更した上で継続すること(以下「旧プラン」といいます。)を決議し、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしているところです。

なお、旧プランは、平成24年6月30日をもって有効期間の満了を迎えたことから、当社は、同年5月14日開催の当社取締役会において、旧プランに所要の変更を行った上で(以下変更後のプランを「本プラン」といいます。)、同年7月1日より継続することを決議し、同年6月28日開催の当社第86回定時株主総会においてご承認を得ております。本プランの概要につきましては、以下3記載の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご覧ください。

### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社子会社(以下「当社グループ」といいます。)の事業は、電気通信関連事業及び高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、電気通信関連業界の中で、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作及びその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、昭和25年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きの企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をしてまいりました。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大の信頼と支持をいただいている所以だと確信しております

また、中長期的には、柱としております移動通信関連、固定無線関連、放送関連、高周波関連を中心にその周辺分野への事業拡大を視野に入れ、適宜設備投資を行うことを図りながら、経営資源を投入し、企業価値の増大に努めてまいりたいと考えております。

そして、当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先をはじめとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であると考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、大規模買付行為(以下に定義されます。)を行おうとし、又は現に行っている者(以下「大規模買付者」といいます。)に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会(以下に定義されます。)の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等(以下「代替案」といいます。)を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的としております。当社は、当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、

当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、及び 上記 又は に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為(以下「大規模買付行為」といいます。)を行おうとする者に対して、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること及び当社取締役会が大規模買付行為を評価し、意見形成、代替案立案、交渉を行うための期間を設定することを要請するルールを設定しました。このルールが遵守されない場合等には、株主の皆様の共同の利益を保護する目的で、対抗措置を発動することがあります。当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものといたしますが、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

なお、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の社外取締役及び社外監査役(それらの補欠者を含みます。)の中の3名以上から構成される企業価値委員会(以下「企業価値委員会」といいます。)を設置しております。企業価値委員会は、大規模買付行為を行おうとする者から提供された買付説明書をはじめとする買付内容等の検討に必要な諸情報を検討した上、当社取締役会に対し、本プランに基づく対抗措置の発動の適否を勧告いたします。

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動、不発動又は中止の決議を行うものといたします。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に開示いたします。なお、本プランの詳細については当社ウェブサイト(http://www.denkikogyo.co.jp/ir/ir/pdf/2012/baisyu120514.pdf)に掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

### 4. 上記2及び3の取組みについての当社取締役会の判断及び理由

上記2及び3に記載したとおり、本プランは、当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的に継続されたものであり、上記1の基本方針に沿うものであります。

また、本プランの継続については株主総会において承認が得られていること、対抗措置の発動に際しては企業価値委員会の勧告が最大限尊重されることとされており、取締役会の判断の公正性が担保されるべき措置が採られていること、有効期間が平成27年6月30日までとされており、当社の株主総会決議又は取締役会決議によりいつでも廃止することができるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### (4)研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は7億8千7百万円であります。

# 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	280,000,000
計	280,000,000

## 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	70,424,226	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	70,424,226	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

## (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日~		70 404 006		0 774		0 677
平成26年12月31日	-	70,424,226	-	8,774	-	9,677

## (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成26年9月30日の株主名簿により記載しております。

### 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,149,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,630,000	63,630	-
単元未満株式	普通株式 645,226	-	-
発行済株式総数	70,424,226	-	-
総株主の議決権	-	63,630	-

- (注)1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社が導入した「従業員持株会連携型ESOP」の信託 口が所有する当社株式561千株は含まれておりません。
  - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式43株が含まれております。

### 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 電気興業株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	6,149,000	-	6,149,000	8.73
計	-	6,149,000	-	6,149,000	8.73

# 2【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

### 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

# (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,057	22,137
受取手形・完成工事未収入金等	18,965	2 15,111
未成工事支出金	390	1,873
その他のたな卸資産	5,149	8,382
繰延税金資産	656	457
その他	404	798
貸倒引当金	11	5
流動資産合計	50,612	48,755
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,856	9,754
機械装置及び運搬具	7,740	7,673
土地	2,146	2,146
リース資産	250	260
建設仮勘定	24	178
その他	4,963	5,025
減価償却累計額	18,997	19,067
有形固定資産合計	5,984	5,972
無形固定資産	217	180
投資その他の資産		
投資有価証券	5,450	6,389
長期貸付金	98	66
長期預金	800	1,550
退職給付に係る資産	266	323
繰延税金資産	675	186
その他	1,658	1,649
貸倒引当金	102	106
投資その他の資産合計	8,847	10,058
固定資産合計	15,049	16,211
資産合計	65,661	64,966

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	9,988	2 10,146
短期借入金	1 570	1 1,162
リース債務	36	29
未払法人税等	704	166
未成工事受入金	133	300
完成工事補償引当金	141	50
製品保証引当金	87	80
賞与引当金	610	353
役員賞与引当金	135	-
工事損失引当金	31	54
その他	2,779	2 2,977
流動負債合計	15,218	15,323
固定負債		
長期借入金	100	100
リース債務	68	61
長期前受金	2,216	1,072
役員退職慰労引当金	883	639
退職給付に係る負債	3,565	3,117
資産除去債務	49	49
その他	5	34
固定負債合計	6,889	5,073
負債合計	22,108	20,397
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,774	8,774
資本剰余金	9,700	9,700
利益剰余金	27,102	27,522
自己株式	2,980	2,948
株主資本合計	42,596	43,048
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	631	1,072
繰延ヘッジ損益	11	18
為替換算調整勘定	11	41
退職給付に係る調整累計額	224	188
その他の包括利益累計額合計	430	943
少数株主持分	527	576
純資産合計	43,553	44,569
負債純資産合計	65,661	64,966

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日)
売上高		
完成工事高	14,009	10,866
製品売上高	18,287	19,743
その他の事業売上高	1 10	1 91
売上高合計	32,307	30,701
売上原価		
完成工事原価	11,715	9,616
製品売上原価	14,304	15,901
その他の事業売上原価	1 6	1 70
売上原価合計	26,026	25,588
売上総利益		
完成工事総利益	2,293	1,250
製品売上総利益	3,983	3,841
その他の事業総利益	1 4	1 21
売上総利益合計	6,281	5,113
販売費及び一般管理費	3,454	3,668
営業利益	2,827	1,444
営業外収益		
受取利息	10	15
受取配当金	103	93
為替差益	58	255
その他	132	112
営業外収益合計	304	477
営業外費用		
支払利息	9	27
コミットメントフィー	57	34
たな卸資産処分損	10	17
その他	1	0
営業外費用合計	79	79
経常利益	3,052	1,842
特別利益		
固定資産売却益	8	6
投資有価証券売却益	0	-
厚生年金基金代行返上益	6,019	<u> </u>
特別利益合計	6,027	6
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	7	38
投資有価証券評価損	4	-
その他	0	0
特別損失合計	12	39

		(十四・口/)))
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
税金等調整前四半期純利益	9,067	1,809
法人税、住民税及び事業税	159	325
法人税等調整額	3,035	293
法人税等合計	3,194	618
少数株主損益調整前四半期純利益	5,873	1,190
少数株主利益	19	38
四半期純利益	5,854	1,152

## 【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,873	1,190
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	564	440
繰延ヘッジ損益	0	7
為替換算調整勘定	85	60
退職給付に係る調整額	-	36
その他の包括利益合計	650	544
四半期包括利益	6,524	1,735
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,461	1,666
少数株主に係る四半期包括利益	62	68

### 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項) 該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更) 該当事項はありません。

### (会計方針の変更等)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が359百万円減少し、利益剰余金が231百万円 増加しております。なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を第1四半期連結会計期間より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理) 該当事項はありません。

## (追加情報)

該当事項はありません。

### (四半期連結貸借対照表関係)

1 当社は、資金需要に対する機動性・安全性の確保及び財務リスクの低減を図るため、主要取引金融機関と 特定融資枠契約(貸出コミットメント契約)を締結しております。

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)		
特定融資枠契約の総額	7,000百万円	7,000百万円		
実行残高	- 百万円	- 百万円		
	7,000百万円	7,000百万円		

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形・完成工事未収入金等	- 百万円	56百万円
支払手形・工事未払金等	- 百万円	652百万円
その他(設備関係支払手形)	- 百万円	11百万円

### (四半期連結損益計算書関係)

1 その他の事業売上高、その他の事業売上原価、その他の事業総利益は、当社グループの事業区分のうち、設備貸付事業並びに売電事業にかかる売上高、売上原価、売上総利益を、それぞれ示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日) 当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

減価償却費 577百万円 652百万円

### (株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	593	9.00	平成25年3月31日	平成25年 6 月28日	利益剰余金

- (注) 配当金の総額は、「従業員持株会連携型ESOP」の導入において設定した株式会社三井住友銀行(電気興業従業員 持株会信託口)が保有する当社株式に対する配当金6百万円を含めて記載しております。
  - 2.基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 . 株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	964	15.00	平成26年3月31日	平成26年 6 月30日	利益剰余金

- (注) 配当金の総額は、「従業員持株会連携型ESOP」の導入において設定した株式会社三井住友銀行(電気興業従業員 持株会信託口)が保有する当社株式に対する配当金9百万円を含めて記載しております。
  - 2 . 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の 末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

### (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他		調整額	四半期連結 損益計算書
	電気通信 関連事業	高周波 関連事業	計	(注)1	合計	(注)2	計上額 (注)3
売上高							
外部顧客への売上高	25,489	6,807	32,297	10	32,307	-	32,307
セグメント間の内部売上高 又は振替高	50	0	51	337	388	388	-
計	25,540	6,808	32,348	347	32,696	388	32,307
セグメント利益	3,235	952	4,187	240	4,428	1,600	2,827

- (注) 1 「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、設備貸付事業並びに売電事業を含んでおります。
  - 2 セグメント利益の調整額 1,600百万円には、セグメント間取引消去 245百万円、各報告セグメントに配分 していない全社費用 1,355百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一 般管理費であります。
  - 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	葬	告セグメン	<b>-</b>	その他	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	電気通信 関連事業	高周波 関連事業	計	(注)1			
売上高							
外部顧客への売上高	24,590	6,019	30,610	91	30,701	-	30,701
セグメント間の内部売上高 又は振替高	34	4	38	322	360	360	-
計	24,625	6,023	30,648	413	31,062	360	30,701
セグメント利益	2,151	761	2,913	219	3,133	1,688	1,444

- (注) 1 「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、設備貸付事業並びに売電事業を含んでおります。
  - 2 セグメント利益の調整額 1,688百万円には、セグメント間取引消去 200百万円、各報告セグメントに配分 していない全社費用 1,488百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一 般管理費であります。
  - 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	90円22銭	18円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,854	1,152
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,854	1,152
普通株式の期中平均株式数 (株)	64,892,665	63,703,554

- (注)1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 2 「株式会社三井住友銀行(電気興業従業員持株会信託口)」が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第3四半期連結累計期間701,889株、当第3四半期連結累計期間576,000株)。

### (重要な後発事象)

当社は、平成27年2月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される 同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議しました。

### 1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行および株主への利益還元を目的として、自己株式を取得するものであります。

### 2. 取得に係る事項の内容

(1)取得する株式の種類当社普通株式(2)取得する株式の総数170万株(上限)(3)株式の取得価額の総額10億円(上限)

(4)取得する期間 平成27年2月9日~平成27年4月9日

(5)取得の方法 市場買付

## 2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 電気興業株式会社(E01897) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

### 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

電気興業株式会社 取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 保 範 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 尚 子 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている電気興業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、電気興業株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。